

## 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人天龍村社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条及び25条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下役員等とする）の報酬に関し必要な事項を定めるものである。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて次のとおり報酬等を支給する。

(1) 常勤役員については、報酬、賞与を支給する。

(2) 非常勤役員等については、理事会、監査会及び評議員会に出席したときに、報酬を支給する。

2 役員等で、当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者には、報酬を支給しない。

### (役員等の報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表1に定める額

(2) 賞与については、別表2に定める額

2 役員等がその職務のため出張したときは、費用弁償として旅費を支給し、その額は別表3に定める額。

### (報酬等の支給方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、毎月21日とする。ただし、その日が休日にあたる場合は、給与規程第8条による。

(2) 賞与については、毎年6月及び12月とする。

2 常勤役員に対する報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、積立金等を控除して支給する。

4 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

(報酬等の日割り計算)

第5条 新たに常勤役員に就任した者は、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任又は解任された場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日を差引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。

4 前2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

2 社会情勢、法人経営等著しく変化があった場合、報酬額等はその都度改正を検討する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

改正 平成31年4月1日から施行する。 (別表1 役員等報酬)

改正 令和3年6月30日から施行する。 (別表1 役員等報酬)

改正 令和4年4月1日から施行する。 (別表1 役員等報酬)

改正 令和5年4月1日から施行する。 (別表1 役員等報酬)

別表1 (役員等報酬)

職名	報酬		備考
会長	月額	120,000円	常勤役員
副会長	1回	3,780円	非常勤役員等
理事	1回	3,780円	非常勤役員等
監事	1回	3,780円	非常勤役員等
評議員	1回	3,780円	非常勤役員等

別表2 (賞与基準)

職名	基準日	支払日	支給額
会長	6月1日	30日	報酬月額×0.5ヶ月以内
	12月1日	10日	報酬月額×0.5ヶ月以内

別表3 (費用弁償)

鉄道等運賃	車賃	その他
普通料金実費	実費	実費